時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價郵送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰				
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘五毛
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘
	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上

時事新報

歐洲に於ける君權民權の運動（前號の續き）

現時歐洲ニ於ける君主人民の關係は前號ニ述べたる如くなれば次に君主宰相の間に就て其趣を見るに君主の勢力亦非常なりと云はざる可らず例へば今回會合せる獨墺伊三國の宰相の如きは居る所の位置重くして其權力の大なる君主も及ばざるの有樣なれども熟々事の裏面より論ずれば決して然らざるの觀あり即ち君主にして其權宰相と相納れざるより一朝非常の英斷にてこれを罷免する者とせば縱へ今日までは如何ニ大權を有する政治家たりとも之を如何とも爲す能はざる可し加ふるに兵馬の權は君主の掌握する所ニして宰相は唯文政一偏ニ任ずるのみなれば勢ひ輿論の力を憑むより外ニ手段なしと雖も前條ニ既きたる如く今の輿論は案外ニ勢力弱き者なれば宰相の位置は賴み少なしと稱して可ならん今日に於ては一種德義の制裁ありて宰相の權力盛んなるに似たれども是れ唯君主の威光を借りて之に多少自身の權を加へたるまでに過ぎざれば實權と云ふを得ず或は列國の君主が現在國家の柱石たる宰相を故なきニ罷免するが如きは架空の想像のみ實際にあるべき話ならずと云ふ人もあらんなれども我輩は其然らざるを信ずるなり近くは獨逸ニ於て皇女婚姻の一事に付き老相ビスマルクより異議を申入れ聽かれざれば辭職せんと已れの位置を犧牲にして婚姻を中止せしめたりしは流石宰相の權力なりとて世人は喋々之を賞すれども我輩より見れば畢竟宰相の一言を以て其事を止むる能はざるより斯る窮策ニ出でたる者と評するの外なし狡しも君主にして宰相に信用を措かざるか若くは他ニ斷然爲す所あらんと欲し其請に應じて辭職を許したゝば宰相の進退は如何なるべきや豫め辭職の聞き屆けられざるを恃んで掛冠を求められばこそ幸に其策も行いれたるなれ此一事は寧ろ宰相の權力の强大を示すよりも却て君主の威權容易に犯す可らざるの觀として見るべき者なり其他露墺諸國の君主も英斷敢爲ニして其權力の驅きとみれに逆へば宰相と雖も免黜を蒙ひるなきを期せざるは亦明白の事實なりと云へり

右の如き次第なれば今の列國の帝王は世襲晴弱の君主が虛器を擁して其位に在る者と同日ニ論ず可らず即ち其權力獨り强大なるのみならず國民を支配するニ其英略才を缺かざるは概ね然らざるなき中に在りても政分け獨露の兩帝は英邁の資に加ふるに春秋富んで其血氣盛なれば何日如何なる事を想ひ出して決行せんとする乎鮮臣以下人民の容易ニ制止する能はざるは論を要せず彼も其臣の關係は時代を共にし進退を共にし又同じく戰場に臨み若くは政治界に奔走して多年一日の如くなる時は其情至て親密なる者ニして獨逸先老帝のビスマルクに於けるが如きは其例證なれ共今の獨露兩帝い其老宰相ニ對して年齡を異にし思想を異にし又其教育を異ニし其出身の時代と異にしたれば君臣の關係は先帝の時と同一視す可らず既ニ露帝の如きハドギール氏を始め他の諸大臣と意見を異にするとき帝は堅く執つて自ら動ずして宰臣の讒を擯斥するい隱れなきの事實なり又今の獨逸新帝のビスマルクに於ける關係或は露帝のドギール氏に於ける趣ニ異なる所もあらんなれども左れども故の老帝がビスマルクを寵遇しさる審願に比すれば新帝の感情は冷淡なるに疑ある可らず而して其位置より見る時は君臣の別、主客の懸隔必ず嚴然たる者あらんなれば平生い兎も角も一旦事あるの日に新帝獨斷の政略を施さんとするニ於てはビスマルクと雖も其意見に抵抗する能はざるを知るべし尙ほ壞國の天子に至りても皇儲たる時よりして軍ニ從ひ功を戰場ニ積みたるのみ其人の凡庸あらざるは世人の知る所なり英邁の資或い獨露の兩帝ニ讓るなきを期せざれども君主の大權を握りて百事を專決するの力あるや明白なり次ニ伊國の皇帝は有名なる父君エマニユールの氣象を享け少より父を助けて戰爭に從事しサルヂニヤの一州より起て遂に伊太利全國を併一したる功業は少しと云ふ可からず特に春秋に富んで方ニ有爲の人君なれば其權力亦至て大なりと云ふ此の如く獨露墺伊の四君主が悉く不世出の人物にして血氣既れも壯なれば之を輔佐する老宰相の意見も充分に行はれざるは蓋し怪むに足らざるなり

右の如く今の列國の君主は非常の權力を握りて之に對する輿論の勢力宰相の權威は兩つながら共に薄弱なりとすれば和戰如何は輿論の希望と宰相の異議とニ賴らずして君主一人の見を以て左右すると容易ならん即ち獨逸新帝が露墺伊三國の君主を順次訪問したるは唯列國君主の交情を溫むる爲めの會合と見る可らずして實に和戰の全權を帶びたる非常委員の談判遊說なるが故に爾今歐洲の活劇は盧を離れて實に入り着々其歩を進むるニ相違なからん唯傾向の和戰孰れに決するや此一事のみ暫く我輩の斷言する能はざる所なり（完）

官報

〇閣令第十八號

本年（八月）閣令第十四號東京市區改正委員會組織權限中第一條委員ノ次ニ「臨時委員」ノ四字及第二條委員ノ下ニ「及臨時委員」ノ五字ヲ追加ス

明治廿一年十月廿三日　内閣總理大臣伯爵黑田清隆

閣令第十八號

發照閣令第十四號（明治二十一年八月十七日）抄錄

第一條　東京市區改正委員會ハ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

委員長　三人
委員　内務省高等官　三人
大藏省高等官　三人
陸軍省高等官　三人
農商務省高等官　三人
逓信省高等官　三人
書記　書記官高等官　三人
東京府高等官　三人
東京府書記官會議員　三人
幹事

第二條　委員長ハ内閣ニ於テ之ヲ命ス但東京府區部會議員ハ東京府區部會ニ於テ之ヲ撰定ス

〇閣令第十九號

明治十六年（八月）太政官第三十四號達ヲ廢ス

明治廿一年十月廿三日　内閣總理大臣伯爵黑田清隆

閣令第十九號參照

太政官第三十四號達（明治十六年八月二十三日）抄錄

官用ノ船舶ヲ製造又ハ修繕ニ關シ別紙第一號及ビ第二號表ニ掲ル年月日ニ於テ之ヲ撰定スル船舶ハ官用ノ船舶ヲ製造又ハ修繕シタルトキハ